

都市計画法第 53 条に基づく建築許可について

都市計画において定められた道路や公園などの都市計画施設の区域又は土地区画整理事業などの市街地開発事業（以下「都市計画施設等」という。）の施行区域内において、建築物の建築をしようとするときは、都市計画法（以下「法」という。）第 53 条に基づく建築許可を受ける必要があります。ただし、都市計画施設等を避けて建築物の建築をする場合は、法第 53 条に基づく建築許可は必要ありません。

●許可の基準（法第 54 条）

都市計画施設等の施行区域内における建築は、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転又は除却できるものである必要があります。

- ・階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

●注意事項

- ・都市計画において定められた道路内に建築する場合は、可能な限り計画線から 1m 程度の後退をお願いします。
- ・建築確認申請が必要な建築物（期間限定の建築物や構造がプレハブのもの、カーポート等）や建築物に付属する地下埋設物（浄化槽等）を都市計画施設等の施行区域内に建築する場合は、法第 53 条に基づく建築許可が必要となります。ただし、ブロック塀や看板、鉄塔などは許可不要です。
- ・建築物に付帯する平面駐車場が都市計画施設等の施行区域内にかかる場合のように、都市計画施設等が敷地にかかっているにもかかわらず建築物や建築物に付属する地下埋設物がかからない場合は、許可不要です。
- ・建築許可に要する期間は約 2 週間となります。

●建築許可に必要な書類

以下の書類を 2 部提出してください。提出先は都市整備課となります。

- ・「許可申請書（様式第 1）」
- ・「許可申請書（様式第 1）」に記載する以下の添付図書
 - ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 500 分の 1 以上
 - ・2 面以上の建築物の断面図 縮尺 200 分の 1 以上
 - ・案内図（赤印で位置を表示すること。） 縮尺 50,000 分の 1 以上
 - ・平面図 縮尺 200 分の 1 以上（都市計画施設等の計画線を記載すること）
- ・建築面積、延べ床面積、鉄骨造等の構造がわかるもの
- ・誓約書
- ・土地使用承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）
- ・公図の写し
- ・測量図（敷地面積がわかるもの）
- ・都市計画図 1/2500（都市計画施設等が記載されているもの）

《問合せ先》 岩倉市建設部都市整備課計画営繕グループ
電話 0587-38-5814（ダイヤルイン）